平成２７年（フ）第１２４号
新潟県十日町市通り山子950番地１、前住所宮城県仙台市宮城野区萩野町３丁目８番地の19　京急仙台プラザ611
債務者　樋口　修平
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
新潟県長岡市上塩790番地２
債務者　葛綿　幸恵
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
新潟県見附市市野坪町47番地２　モデュロール２－Ｃ、前住所新潟県長岡市大曲戸新田47番地１　メゾンドゥジェームＡ102号室
債務者　神田　亜紀
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２５４号
名古屋市南区南野２丁目324番地　ベルル102号
債務者　小笠原茂樹（旧姓岩下・森）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６０号
青森県上北郡東北町字鶴ケ崎27番地１
債務者　鶴ケ崎武彦
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
広島県福山市駅家町大字中島844番地４
債務者　下江　初惠
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２０８号
広島県福山市瀬戸町大字長和1130番地　３－９
債務者　伊藤　英志
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６１７号
千葉県柏市増尾台３丁目22番４号
債務者　萩野谷勝也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６４号
神奈川県小田原市本町４丁目３番34号
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４７７号
神奈川県平塚市西真土４丁目19番16号　サンリバー西真土201号
債務者　平賀　靖典
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４７８号
神奈川県中郡二宮町二宮31番地の33
債務者　西村　賢三
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０３号
山口県山陽小野田市高栄一丁目８番21号（フラワーハイツカレン102号）
債務者　淺川　眞司
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２３３号
青森市大字三内字沢部446番地　市営住宅三内団地５－３
債務者　奥谷　　久
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１９号
神奈川県中郡二宮町二宮832番地　田嶋ビル405号
債務者　上村　淳一
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２１号
神奈川県小田原市国府津1697番地の５
債務者　清野　千尋
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５３４号
神奈川県秦野市下大槻410番地２－１－207
債務者　輿水　　寛
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４２号
神奈川県平塚市田村９丁目17番19―404号　プリムローズ
債務者　小野寺美貴
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部